

第4節 健やかにたくましく生きる

健康は、生きる力を支える一つの大きな柱であり、ヘルスプロモーションの理念に基づき自分自身が健康に関する知識を身に付けて認識まで高め、実践していくことが大切です。
 このため、性教育の充実、薬物乱用防止教育の推進、学校安全・交通安全・防災教育の充実、学校給食の充実、教科体育や運動部活動等の改善と充実に努めるなど、健康・安全教育の充実、食に関する指導の充実、学校体育の充実等様々な視点から総合的な取り組みを図ります。

(4) 健やかにたくましく生きる	健康教育の充実 安全教育の充実 食に関する指導の充実 学校体育・保健学習の充実 自尊感情を大切にした性教育の充実
------------------	--

項 目	具体的施策の方向
健康教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 健康教育の推進 ヘルスプロモーションの理念に基づく健康教育を推進し、児童生徒が生涯にわたり健康の保持増進を図ることができるよう、必要な知識、能力、態度及び習慣の育成に努めます。 ▶ 心の健康教育の充実 思春期における不安や悩み、ストレス等に対応できる能力を育成するため、養護教諭をはじめ健康相談に携わる教職員の資質の向上と校内組織の活性化を図り、心の健康教育の充実に努めます。 ▶ 薬物乱用防止教育の推進 覚せい剤等の薬物を「生涯ぜったい使用しない」という態度を育成するため、関係機関・団体との連携のもと、小・中・高等学校を通じて、一貫した薬物乱用防止教育の充実に努めます。
安全教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校安全・交通安全・防災教育の充実 児童生徒が事故の原因をよく理解することにより、日常生活の中に潜む危険を事前に認識するとともに、非常時に適切に行動し、さらに、他の人の安全に寄与する能力・態度を育成するため、地域や保護者等との連携を強化し、登下校時を含めた学校安全・交通安全・防災教育の充実を図ります。
食に関する指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 望ましい食習慣形成の指導充実 児童生徒の食生活への正しい理解と望ましい食習慣の形成のため、学校栄養職員や学級担任等の連携による教科指導・給食指導・特別活動における指導を行うとともに、学校・家庭・地域の連携強化を図りながら、食に関する指導の充実に努めます。 なお、栄養教諭については、栄養教諭の職務内容、採用・配置の在り方及び研修体制について具体的に検討します。 ▶ 学校給食の充実 完全給食未実施校の解消促進を図るとともに、衛生管

	理を徹底し、食中毒や異物混入等の事故の防止に努めます。また、米飯給食の拡充や地元産物の利活用の促進等を図り、学校給食の一層の充実に努めます。
学校体育・保健学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 教科体育の改善・充実 めあて学習・課題学習や選択制授業等を取り入れ、児童生徒が仲間と豊かに関わりながら運動の楽しさを十分に味わうとともに基礎的な体力が向上するように、体育の授業の改善・充実に努めます。 ▶ 保健学習・保健指導の充実 養護教諭等とのチーム・ティーチングなど指導の充実、改善に努めます。 ▶ 体力向上への取組みの強化 体力テストや意識調査などの結果を踏まえ、自らの体力に関心を持たせ、積極的に運動に取り組む時間や場を設定します。 ▶ 教員の指導力向上と優れた指導者の活用 学校体育指導者講習会・各種講習会の拡充や、地域や競技団体の指導者を教諭の補助者や特別非常勤講師等として積極的な活用に努めます。 ▶ 運動部活動の改善・充実 生徒の志向を重視し、外部指導者の積極的な活用や総合型地域スポーツクラブ等との連携を検討するなど、生徒の自主性を尊重した運動部活動の一層の改善・充実に努めます。
自尊感情を大切に した性教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 性教育の充実 児童生徒が異性を尊重する態度を養うとともに、性や性感染症・エイズに関する正しい知識を身に付けて適切に行動できるよう指導者の資質向上や効果的な指導資料・教材の作成に努めます。

語注（第4節 健やかにたくましく生きる）

ヘルスプロモーション (Health Promotion) の理念	健康に役立つためのいろいろな行動や生活状態の改善を進めるための教育と環境の改善などの支援を併せて行うこと。つまり、個人のライフスタイルを健康管理に関連して包括的にとらえ、地域社会や個人に対する総合的な健康づくりを行うこと。
栄養教諭	食生活を取り巻く環境の変化に伴い、子どもたちの食生活の乱れが問題となっていることを受け、食の自己管理能力や理想的な食習慣を育むために、栄養教諭制度が創設された。平成17年度から、栄養教諭資格取得のため教育職員免許法による認定講習を実施している。
養護教諭	<p>養護教諭は、児童生徒の身体的不調の背景に目を向けることを通じて、子どもたちの発する様々なサインにいち早く気づく立場にあり、養護教諭の健康相談活動はますます重要になってきている。</p> <p>なお、平成10年度の教育職員免許法の改正により、養護教諭も「保健」の授業の担任ができるよう措置が講じられている。</p>

平成16年度全国平均値との有意差比較

下記の表は、平成15年度全国平均値と平成16年度福島県平均値を比較し、有意差5%レベルで、上回っているもの、下回っているもの、同程度のをまとめたものである。()内の数字は、項目数の計を表す。

		性別	男 子						女 子																	
		校種	小学校			中学校			小学校			中学校			高等学校											
		年齢	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
新 体 力 テ ス ト	握力	上回っ ている	(23)			(7)			(5)			(23)			(6)			(4)								
	上体起こし		8	6	2	2	3	2	6	1	0	3	1	1	8	4	4	2	3	2	3	2	1	3	0	1
	長座体前屈		(16)			(12)			(13)			(20)			(8)			(13)								
	反復横とび	同程度	0	2	3	5	2	4	2	5	5	5	4	4	0	4	4	5	3	4	5	2	1	6	3	4
	持久走		(9)			(8)			(9)			(5)			(13)			(10)								
	20mシャトルラン	下回っ ている	0	0	3	1	3	2	1	3	2	1	4	4	0	0	0	1	2	2	1	5	7	0	6	4
	50m走		(9)			(8)			(9)			(5)			(13)			(10)								
	立ち幅とび		(9)			(8)			(9)			(5)			(13)			(10)								
	ソフトボール・ハン ドボール投げ		(9)			(8)			(9)			(5)			(13)			(10)								

「平成16年度福島県児童生徒の健康・体力・運動能力の現状」学習生活指導グループ

平成16年度体育に関する調査結果（中学校・高等学校）平成16年5月1日現在 中学校・高等学校の運動部活動・加入率（ 囲み数字は、年度を表す。）

校 種 学 校 数	加 入 率 (%)		
	全 体	男 子	女 子
中 学 校 2 4 6 校	7 9 . 7	8 9 . 0	6 9 . 8
	8 0 . 7	9 1 . 2	6 9 . 7
	8 2 . 8	9 0 . 2	7 5 . 8
	7 9 . 1	8 9 . 0	6 8 . 8
高 等 学 校 9 2 校	4 2 . 2	5 1 . 7	3 3 . 2
	4 1 . 1	5 0 . 8	3 1 . 1
	4 2 . 2	5 4 . 4	2 9 . 3
	4 7 . 6	6 0 . 7	3 3 . 1

「平成16年度福島県中学校・高等学校体育に関する調査」学習生活指導グループ